

学則変更の趣旨等を記載した書類

a 学則変更（収容定員変更）の内容

志學館大学法学部法律学科の入学定員が 60 名のところを 70 名に、収容定員が 246 名のところを 286 名（3 年次編入学定員 3 名を含む）に増加させる。また、同学部法ビジネス学科の入学定員が 70 名のところを 60 名に、収容定員が 284 名のところを 244 名（3 年次編入学定員 2 名を含む）に減少させる（資料 1）。

b 学則変更（収容定員変更）の必要性

本学は平成 20 年 10 月、大学キャンパスのアクセスや立地条件に学生募集上の障壁があるとの認識に基づき、平成 23 年 4 月に鹿児島県霧島市から鹿児島県鹿児島市への大学移転を決定した。平成 21 年度の学生募集は伸び悩んだものの、平成 23 年度の全入学者数は平成 22 年度の 259 名から 370 名へと増加した（資料 2）。そのため法学部法律学科並びに法ビジネス学科及び人間関係学部心理臨床学科並びに人間文化学科とも、定員充足率は大幅に改善した（資料 3）。ただし、法ビジネス学科については、入学定員を 7.0% 下回ったため、法律学科の定員超過並びに法ビジネス学科の定員未充足を解消させるために、収容定員の適正化を図ることとした。

c 学則変更（収容定員変更）に伴う教育課程等の変更内容

・教育課程の内容変更

今回の学則変更（収容定員変更）は、各学科の志願状況に対応するものであり、教育課程については、これまで各学科が取り組んできた教育・研究の内容を十分反映している。よって、教育課程及び編成等についての変更をすることなく、収容定員の変更をするものである。

・教育方法及び履修指導方法の変更内容

教育方法については、教育改善のための研修会の開催、教職員参加型の授業参観の実施、学生による授業アンケートの実施等 F D 活動を積極的に進め、その充実に努めている。今後も、全学的な F D 活動を積極的に推進する。

履修指導方法については、オリエンテーション時に全専任教員と全学務課職員が、学生に対して履修指導を行っている。また、各期に修学面談期間を設定し、指導教員は面談時に学生が提出する「時間割確認表」（資料 4）を基に、きめ細やかな履修を行う体制を整えており、これを継続して実施する。

- ・ **教員組織の変更内容**

収容定員に応じた必要な専任教員数を確保しており、かつ柱となる専門教育科目の専任教員を配置しているため、教育に支障をきたすことはない。今後も、これを推進する。

学則変更(収容定員変更)の内容

(変更前)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間関係	心理臨床学科	120名	3名	486名
	人間文化学科	50名	2名	204名
学部計		170名	5名	690名
法学	法律学科	60名	3名	246名
	法ビジネス学科	70名	2名	284名
学部計		130名	5名	530名
合計		300名	10名	1,220名



(変更後)

学部	学科	入学定員	編入学定員	収容定員
人間関係	心理臨床学科	120名	3名	486名
	人間文化学科	50名	2名	204名
学部計		170名	5名	690名
法	法律学科	70名	3名	286名
	法ビジネス学科	60名	2名	244名
学部計		130名	5名	530名
合計		300名	10名	1,220名

資料2

志願者と入学者の推移

学部	学科	項目	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
人間関係	心理臨床学科	定員(人)	120	120	120	120
		受験者数(人)	139	119	154	240
		入学者数(人)	92	81	108	152
	人間文化学科	定員(人)	80	50	50	50
		受験者数(人)	40	51	61	106
		入学者数(人)	26	30	38	71
学部計		定員(人)	200	170	170	170
		受験者数(人)	179	170	215	346
		入学者数(人)	118	111	146	223
法	法律学科	定員(人)	60	60	60	60
		受験者数(人)	69	55	89	125
		入学者数(人)	43	37	65	82
	法ビジネス学科	定員(人)	90	70	70	70
		受験者数(人)	57	38	51	91
		入学者数(人)	49	28	48	65
学部計		定員(人)	150	130	130	130
		受験者数(人)	126	93	140	216
		入学者数(人)	92	65	113	147
大学計		定員(人)	350	300	300	300
		受験者数(人)	305	263	355	562
		入学者数(人)	210	176	259	370